

令和4（2022）年度第2回みよし市公平委員会次第

日時 令和5（2023）年2月24日（金）

午後3時から

場所 市役所5階特別会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 職員団体登録事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～7

(2) みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定  
及びみよし市職員からの苦情相談に関する規則等の一部改正につい  
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8～21

3 その他

令和5（2023）年度みよし市公平委員会事業計画について・・・・・・・・P22

## 議題1 職員団体登録事項の変更について

### みよし市教員組合

- (1) 変更内容 役員の改任
- (2) 変更届出日 令和5(2023)年2月15日

<参考；みよし市職員団体の登録に関する条例> (抜粋)

#### (登録の申請)

第2条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつてはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

#### (登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約もしくは定款等の変更または解散の届出)

第4条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

### 1 地方公務員の団結権について

地方公務員は、民間労働者と異なり労働組合法が適用されないため同法に基づく労働組合を組織することができない代わりに、地方公務員法に基づく職員団体を組織できるとされています。

### 2 職員団体について

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうとされています。

また、職員が職員団体を結成するかどうか、職員団体に加入するかどうかについては、自由とされています。

### 3 職員団体を組織し、公平委員会で登録を受ける目的について

職員団体を組織し、公平委員会で登録を受けると、次の3つの便宜を受けることができます。

(1) 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合は、その申入れに応ずべき地位に立つものとされています。

(2) 登録を受けた職員団体の役員は、任命権者の許可を受けて職員団体の職務に専ら従事することができます。

(3) 登録を受けた職員団体は、公平委員会に申し出ることにより、法人格を取得することができます。

<参考；地方公務員法>（抜粋）

（職員団体）

第52条 1～4 略

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第53条 1及び2 略

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5以下 略



職員団体役員改任届

2023年2月15日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名 みよし市教員組合  
代表者氏名 朝岡 信博



役職名	職名	氏名	住所
執行委員長	教諭	朝岡 信博	[Redacted]
執行副委員長	教諭	鈴木 利枝	[Redacted]
執行副委員長	教諭	山田 祐也	[Redacted]
書記長	教諭	近藤 光明	[Redacted]
会計委員	教諭	岩崎 孝	[Redacted]
執行委員	教諭	小川 勇太	[Redacted]
執行委員	教諭	稲吉 岬	[Redacted]
執行委員	教諭	佐々 祐資	[Redacted]
執行委員	教諭	関川 麻美	[Redacted]
執行委員	教諭	大塚 喬斗	[Redacted]
執行委員	教諭	佐藤 京子	[Redacted]
監査委員	教諭	山本 麻衣	[Redacted]

## 役員改任証明書

1	公 示 日	2023年 1月12日
2	投 票 日	2023年 2月 1日
3	投 票 場 所	各職員の所属する学校
4	組 合 員 総 数	284名
5	出 席 組 合 員 数	244名
6	投 票 方 法	一人一票 直接 無記名
7	立 候 補 者 数	12名
8	投 票 結 果	別紙の通り

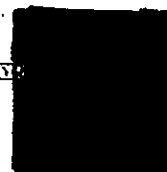
本組合の役員は、以上のとおりすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数により改任されたことを証明する。

2023年 2月1日

証明者氏名

みよし市教員組合選挙管理委員長

大泉 一平



2023年度 みよし市教員組合役員立候補者

信 任 投 票 結 果

2023年 2月 1日

選挙の種類	立候補者氏名	信 任	不 信 任	白 票
執行委員長	朝岡 信博	244	0	0
執行副委員長	鈴木 利枝	243	1	0
執行副委員長	山田 祐也	244	0	0
書記 長	近藤 光明	244	0	0
会計 委員	岩崎 孝	242	2	0
執行 委員	小川 勇太	244	0	0
執行 委員	稲吉 岬	244	0	0
執行 委員	佐々 祐資	244	0	0
執行 委員	関川 麻美	244	0	0
同上(女性部長)	佐藤 京子	243	1	0
同上(青年部長)	大塚 喬斗	244	0	0
監 査 委 員	山本 麻衣	244	0	0

組合員数 284名 投票総数 244名

(産休2名/育休25名/その他13名 /合計40名)

みよし市教員組合選挙管理委員会  
同 委員長

大泉

一平

(案)

4 み 公 号  
令和5 (2023) 年2月 日

みよし市教員組合

執行委員長 朝 岡 信 博 様

みよし市公平委員会

委員長 倉 橋 洋 子

職員団体の役員の改任の登録について (通知)

令和5 (2023) 年2月15日付けの届出については、本日登録しました。

担 当 事務職員 (鈴木)

電 話 0561-32-8000 (直通)

ファクシ 0561-32-2165

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp



## 議題2 みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定及びみよし市職員からの苦情相談に関する規則等の一部改正について

### 1 みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

【背景】 これまで、地方自治体の個人情報保護制度については、地方自治体ごとに定めた条例に基づき運用していたが、令和5年度からは、「個人情報の保護に関する法律」に基づき全国一律に運用することとなる。そのため、現行の「みよし市個人情報保護条例」を廃止し、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するための議案を、令和5年第1回みよし市議会定例会に提案することとしている。

【趣旨】 「みよし市個人情報保護条例」の廃止に伴い、同条例に基づき公平委員会が保有する個人情報の取扱いについて定めていた「みよし市公平委員会個人情報保護規則」を廃止し、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づく新たな規則を制定する。

【内容】 公平委員会が、「個人情報の保護に関する法律」及び「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に基づき規則で定めることとされている事項については、「みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則」の例による。

【施行期日】 令和5年4月1日

【参考】 規則で定める事項

区分	該当条文	内容
個人情報の保護に関する法律	第87条第1項	電磁的記録の開示方法
みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条	開示請求書の記載事項
	第8条	訂正請求書の記載事項
	第9条	利用停止請求書の記載事項
	第14条	委任事項

## みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

みよし市公平委員会が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき定める方法並びにみよし市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みよし市条例第 号）第4条、第8条、第9条及び第14条の規定に基づき規則で定める事項については、みよし市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年みよし市規則第 号）の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### （みよし市公平委員会個人情報保護規則の廃止）

- 2 みよし市公平委員会個人情報保護規則（平成22年みよし市公平委員会規則第10号）は、廃止する。

○みよし市公平委員会個人情報保護規則

平成22年4月21日

公平委規則第10号

みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号）第55条の規定に基づく公平委員会が保有する個人情報の取扱い等については、みよし市個人情報保護条例施行規則（平成15年三好町規則第21号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 みよし市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について

- 【趣 旨】
- 1 地方公務員の定年を65歳に引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年度から「再任用制度」及び「再任用短時間勤務制度」が廃止され、新たに「定年前再任用短時間勤務制度」並びに臨時的な「暫定再任用制度」及び「暫定再任用短時間勤務制度」が設けられたことに伴い、必要な改正を行う。
  - 2 国の人事院規則13—5（職員からの苦情相談）の一部改正に倣い、苦情相談の報告方法について改正を行う。

- 【内 容】
- 1 地方公務員法の引用条文の改正（第2条関係）
  - 2 苦情相談を受けた場合の公平委員会への報告方法の改正（第6条関係）

みよし市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
(公平委員会に対する苦情相談)	(公平委員会に対する苦情相談)
第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。	第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。
(1) 離職に関する苦情相談	(1) 離職に関する苦情相談
(2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u>	(2) <u>法第22条の4第1項の規定による採用に関する苦情相談</u>
(記録の作成等)	(記録の作成等)
第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を <u>作成し</u> 、公平委員会に報告しなければならない。	第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を <u>作成し</u> 、 <u>毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告し</u> なければならない。

【施行期日】 令和5年4月1日

【経過措置】 「暫定再任用職員」及び「暫定再任用短時間勤務職員」が存続している間は、これらの職員を「定年前再任用短時間勤務職員」と同様に取り扱うため、必要な読み替えを行う。

【参 考】

1 地方公務員法の改正前後の条文及び制度の比較

改正前（令和4年度まで）		
第28条の4	再任用制度	定年退職した職員を1年以内の任期を定め、改めて採用することができる制度（1年ごとに更新を行い、65歳に達した日の属する年度末まで勤務可）
第28条の5	再任用短時間勤務制度	短時間勤務（週15時間30分から31時間までの時間による勤務）による再任用制度



改正後（令和5年度以降）		
第22条の4	定年前再任用短時間勤務制度	60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用することができる制度（任期は定年年齢に達した日の属する年度末まで）
附則第4条	暫定再任用制度	現行の再任用制度と同様（令和13年度までの暫定措置）
附則第6条	暫定再任用短時間勤務制度	現行の再任用短時間勤務制度と同様（令和13年度までの暫定措置）

2 定年の段階的引上げの流れ

年齢	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基準	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
(R3年) 定年退職の日に 65歳に達するまでの 勤続年数 R1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 再任用②	65歳 再任用②	【新地方公務員法再任用職員】 【新地方公務員法再任用職員】 【新地方公務員法再任用職員】 【新地方公務員法再任用職員】										
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】										
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】									
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】								
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】							
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】						
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】					
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】				
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳 再任用②	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】			
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳 再任用②	57歳 再任用②	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】		
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳 再任用②	56歳 再任用②	57歳 再任用②	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	【暫定再任用職員】 【暫定再任用職員】	
S42.4.2 ～S43.4.1	54歳 再任用②	55歳 再任用②	56歳 再任用②	57歳 再任用②	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②	65歳 再任用②
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳 再任用②	54歳 再任用②	55歳 再任用②	56歳 再任用②	57歳 再任用②	58歳 再任用②	59歳 再任用②	60歳 再任用②	61歳 再任用②	62歳 再任用②	63歳 再任用②	64歳 再任用②	65歳 再任用②

R1 から R15 は特別警察職員等における年金支給開始年齢を示したものの  
R2 年齢は年度末年齢

みよし市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

みよし市職員からの苦情相談に関する規則（平成22年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5の規定に基づく」を「第22条の4第1項の規定による」に改める。

第6条中「作成し、」を「作成し、毎年、苦情相談の概要を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和14年3月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

みよし市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(公平委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第22条の4第1項の規定による採用に関する苦情相談 (記録の作成等)</p> <p>第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(公平委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談 (記録の作成等)</p> <p>第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。</p>

## ○みよし市職員からの苦情相談に関する規則

平成22年4月21日

公平委規則第1号

改正 平成28年3月29日公平委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第3条 公平委員会は、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会の事務職員のうち、苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、みよし市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第5号）第2条第1項の規定による措置の要求がなされ、当該措置の要求の受理がされたとき、又はみよし市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（平成22年みよし市公平委員会規則第2号）第6条第1



項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第9条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日公平委規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

【趣 旨】 令和5年度組織の見直しに伴う課の名称変更に伴い必要な改正を行う。

【内 容】 課の名称について次の表のとおり改正する。

機 関	職	
	現行	改正案
市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政 課副主幹 総務課副主幹及び主任 主査（法規担当に限る。） 人事 課副主幹及び主任主査 会計課 主任主査	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書広報課副主幹 財政課副主幹 総務課副主幹及び 主任主査（法規担当に限る。） 人 事課副主幹及び主任主査 会計課 主任主査
議会の事務局の項以下 略		

【施行期日】 令和5年4月1日

【参 考】 新旧組織体制図

令和4(2022)年度(現行)		→	令和5(2023)年度(新組織体制)	
部	課		部	課
政策推進部	企画政策課 秘書課 広報情報課 財政課		経営企画部	企画政策課 秘書広報課 財政課
総務部	総務課 人事課 防災安全課		総務部	総務課 人事課 防災安全課 協働推進課
市民協働部	市民課 税務課 納税課 協働推進課			
福祉部	福祉課 長寿介護課 保険年金課		福祉部	福祉課 長寿介護課 保険健康課
子育て健康部	子育て支援課 健康推進課		こども未来部	こども政策課 保育課 こども相談課
環境経済部	産業課 環境課			
			市民経済部	産業振興課 生活環境課 市民課 税務課 納税課
都市建設部	道路河川課 下水道課 都市計画課 公園緑地課		都市建設部	道路河川課 下水道課 都市計画課 公園緑地課
教育部	教育行政課 学校教育課 スポーツ課 生涯学習推進課		教育部	学校教育課 スポーツ課 生涯学習推進課

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

みよし市管理職員等の範囲を定める規則(平成22年みよし市公平委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「秘書課副主幹」を「秘書広報課副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
<p>(管理職員等の範囲)</p> <p>第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関に掲げる職を有する者とする。</p> <p>別表 (第2条関係)</p>			
機関	職	機関	職
市長の事務局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書広報課副主幹 財政課副主幹 総務課副主幹及び主任主査 (法規担当に限 る。) 人事課副主幹及び主任主査 会計課主任主査	市長の事務局 部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政課副主幹 総務課副主幹及び主任主査 (法規担当に限る。)	
議会の事務局の項以下 略		同左	

○みよし市管理職員等の範囲を定める規則

平成22年4月21日

公平委規則第6号

改正 平成24年3月27日公平委規則第1号

平成25年3月25日公平委規則第1号

平成26年4月7日公平委規則第1号

平成27年3月30日公平委規則第1号

平成28年3月29日公平委規則第3号

平成30年4月27日公平委規則第1号

令和2年7月21日公平委規則第1号

令和3年7月9日公平委規則第2号

令和4年7月20日公平委規則第1号

注 令和3年7月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日公平委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日公平委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月7日公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日公平委規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後のみよし市管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は適用せず、この規則による改正前のみよし市管理職員等の範囲を定める規則別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月29日公平委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月27日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のみよし市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年7月21日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月9日公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月20日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

(令3公平委規則2・令4公平委規則1・一部改正)

機関	職
市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政課副主幹 総務課副主幹及び主任主査(法規担当に限る。) 人事課副主幹及び主任主査 会計課主任主査
議会の事務局	事務局長 課長
監査委員の事務局	事務局長
教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関	部長 参事 次長 課長 館長 所長 主幹 小学校校長 小学校教頭 中学校校長 中学校教頭

令和5（2023）年度みよし市公平委員会事業計画について

年月予定日	事業名	開催場所等
<p>令和5（2023）年</p> <p>5月24日（水）</p> <p>6月6日（火）</p> <p>7月中旬から 8月下旬</p> <p>10月11日（水）</p>	<p>愛知県公平委員会連合会役員会及び総会</p> <p>全国公平委員会連合会東海支部役員会及び総会 全国公平委員会連合会東海支部事務研究会</p> <p>公平委員会開催</p> <p>愛知県公平委員会連合会事務研究会</p>	<p>尾張旭市 「尾張旭市文化会館」</p> <p>尾張旭市 「尾張旭市文化会館」</p> <p>みよし市役所</p> <p>豊橋市 「穂の国とよはし芸術劇場PLAT」</p>
<p>令和6（2024）年</p> <p>2月中旬から 3月中旬</p>	<p>公平委員会開催</p>	<p>みよし市役所</p>